

書籍訂正情報

第54回 社会保険労務士試験問題 解答解説冊子

(2023/01/23 現在)

「2023年版 出る順社労士 必修基本書」に封入されているハガキにてアンケートにお答えいただいた方に送付しております「2022年 第54回 社会保険労務士試験問題 解答解説冊子」(RU23011)におきまして以下の訂正がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

-
- ・ 2022/12/13 更新分… p.1
 - ・ 2023/01/23 更新分… p.2
-

【2022/12/13 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	【解答・解説編】 P56 【問 6】 解答	解答 <u>E</u>	解答 <u>A・E</u>
	訂正箇所	訂正後	
訂正	【解答・解説編】 P56 【問 6】 A肢 解答・解説	※下記に差し替え	

- A 誤 同条1項において、損害賠償請求権の代位取得が規定されており、当該規定は、「保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。以下同じ）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する」とされており、同条2項において、損害賠償請求権に係る免責が規定されており、当該規定は、「前項の場合（給付事由が第三者の行為によって生じた場合）において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる」とされている（法57条）。

【2023/01/23 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	【解答・解説編】 P67 【問 5】 E肢 解説 1～2行目	・・・、「 <u>配偶者である 厚生年金保険の被保険 者</u> 」が20歳に達した日 である（法8条）。	・・・、当該「 <u>被扶養配 偶者</u> 」が20歳に達した日 である（法8条）。

以上